

原子力発電所に関する通報連絡要綱

東京電力株式会社福島第一原子力発電所の廃炉等の実施に係る周辺地域の安全確保に関する協定（以下「福島第一立地協定」という。）、東京電力ホールディングス株式会社福島第二原子力発電所の廃炉の実施に係る周辺地域の安全確保に関する協定（以下「福島第二立地協定」という。）、東京電力ホールディングス株式会社福島第一原子力発電所の廃炉等の実施に係る周辺市町村の安全確保に関する協定（以下「福島第一周辺協定」という。）及び東京電力ホールディングス株式会社福島第二原子力発電所の廃炉の実施に係る周辺市町村の安全確保に関する協定書（以下「福島第二周辺協定」という。）に基づきこの要綱を定める。この要綱において甲、乙及び丙とはそれぞれ次の機関をいうものとする。

- 甲 福島県危機管理部原子力防災課（以下「原子力防災課」という。）、福島県危機管理部原子力安全対策課（以下「原子力安全対策課」という。）及び福島県環境創造センター環境放射線センター（以下「環境放射線センター」という。）
- 乙 いわき市、田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯舘村
- 丙 東京電力ホールディングス株式会社福島第一原子力発電所（以下「福島第一原発」という。）
東京電力ホールディングス株式会社福島第二原子力発電所（以下「福島第二原発」という。）

第一 連絡事項

（定期的に連絡する事項）

- 1 丙は、甲及び乙に対し次の事項を定期的に連絡するものとする。
 - (1) 発電所の廃止措置等の進捗状況
 - (2) 定期事業者検査の実施状況
 - (3) 核燃料の冷却状況
 - (4) 放射性廃棄物の放出及び保管状況並びに放射線業務従事者の被ばく状況
 - (5) 核燃料の保管状況
 - (6) 放射性廃棄物等の保管状況
 - (7) 品質保証活動の実施状況

（事前に連絡する事項）

- 2 丙は、甲及び乙に対し次の事項を事前に連絡するものとする。
 - (1) 核燃料を輸送するとき。
 - (2) 放射性固体廃棄物を敷地外に搬出するとき。
 - (3) 福島第一立地協定第3条及び福島第二立地協定第3条の規定による事前了解並びに福島第一周辺協定第3条及び福島第二周辺協定第3条の規定による事前説明の対象となるものを除き、原子炉等規制法（実施計画及び廃止措置計画）に基づく施設等の新增設、変更及び廃止をしようとするとき。
 - (4) 前号の規定による通報の対象となるものを除き、中長期ロードマップ、実施計画及び廃止措置計画に関連する取組として、敷地利用の変更、設備等の設置を行うとき。
 - (5) その他必要と認められる事項

（発生後直ちに連絡する事項）

- 3 丙は、甲及び乙に対し次の事項を発生後直ちに連絡するものとする。
 - (1) 発電所の防災業務計画に定める「警戒事態」に該当する事象が発生したとき、原子力災害対策特別措置法第10条第1項及び第15条第1項に規定する事象が発生したとき、並

びに第25条第1項に規定する措置を講じたとき。

- (2) 核燃料（溶融燃料を含む。）の冷却機能（原子炉注水を含む。）が停止したとき。
- (3) 原子炉格納容器内への窒素封入設備が停止したとき。
- (4) モニタリングポストにおいて、放射線量の有意な上昇を検出したとき。
- (5) 放射性物質（放射性廃棄物を含む。）の輸送中に事故があったとき。
- (6) 放射性物質（放射性廃棄物を含む。）の盗取又は所在不明が生じたとき。
- (7) 原子炉施設に故障があったとき。
- (8) 使用済燃料プール内で異物を発見したとき。
- (9) 放射性廃棄物の排出濃度が法令に定める濃度限度等を超えたとき。
- (10) 核燃料物質又は核燃料物質によって汚染されたものが管理区域外で漏えいしたとき。
- (11) 核燃料物質又は核燃料物質によって汚染されたものが管理区域内で漏えいした場合において人の立入制限等の措置を講じたとき。
- (12) 放射線業務従事者の被ばくが法令に定める線量限度を超えたとき。ただし、線量限度以下の被ばくであっても、被ばく者に対して特別の措置を必要とするときも同様とする。
- (13) 敷地内において火災が発生したとき。
- (14) 原子炉施設に関し人の障害（放射線以外の障害であって軽微なものを除く。）が発生し、又は発生するおそれがあるとき。
- (15) 前各号のほか発電所敷地内で起きた事故であって周辺住民に不安を与えるおそれがあるとき。
- (16) その他必要と認められる事項

第二 連絡体制

（送受信者及び取扱い責任者の選任）

- 1 甲、乙及び丙は次によりそれぞれ送受信者及び取扱い責任者を選任し相互に通知しておくものとする。

ただし、丙は、送信について送信先別に正副の通報連絡担当者を定め、甲及び乙に通知しておくものとする。

第1送受信者

第2送受信者

第3送受信者

取扱い責任者

（連絡方法）

- 2 丙が甲及び乙に連絡する方法については次のとおりとするが、発電所において震度6弱以上の地震が観測され第一第3項に規定する事項の連絡の必要がある場合、あるいは第一第3項第1号に規定する事項の連絡の必要がある場合において、通信の遮断により電話又はファックスによる連絡ができないときは、丙は衛星携帯電話等の確実に連絡がとれる通信手段を携行した連絡員を甲及び乙に派遣し必要な情報を常に甲及び乙に伝えるものとする。

ただし、地震等による被害状況により、丙が連絡員を派遣できない場合、丙は防災関係機関や報道機関への伝達要請等により情報提供を確実に行うものとする。

- (1) 第一第1項及び第2項に規定する事項については原則として文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要する事項及び中間報告等については電話又はファックスで連絡するものとする。
- (2) 第一第3項に規定する事項については原則として電話又はファックスで連絡するものとする。

るが、内容が多量又は難解であって電話又はファックスのみで十分連絡でき得ないものについては、その後速やかに、直接又は文書をもって連絡するものとする。

(3) 前2号の文書の宛先等は、甲は福島県危機管理部長及び福島県環境創造センター所長、乙は市町村長、丙は発電所長とする。

(4) 電話又はファックスを補完するものとして、電子メールの運用を定めるものとする。

ただし、緊急時においては、電話により直接内容を伝えるものとする。

(5) 丙は派遣する連絡員の名簿を作成し、事前に甲及び乙に通知しておくものとする。また、甲及び乙に派遣された連絡員は、第二第1項で選任されている送受信者及び取扱い責任者に対して連絡員である旨の証明書等を提示するものとする。

(6) 連絡の経路は、おおむね次のとおりとする。※別紙参考図参照

ア 福島第一原発に係る事項

(ア) 福島第一原発は直接次の機関に連絡する。ただし、第一第3項に規定する事項及び電話又はファックスで連絡する事項については、環境放射線センターにも直接連絡する。

原子力防災課、原子力安全対策課、いわき市、田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯舘村及び
福島第二原発

(イ) (ア)の連絡を受けて、原子力安全対策課は第一第3項に規定する事項及び電話又はファックスで連絡する事項を除き、これを環境放射線センターに連絡する。

イ 福島第二原発に係る事項

(ア) 福島第二原発は直接次の機関に連絡する。ただし、第一第3項に規定する事項及び電話又はファックスで連絡する事項については、環境放射線センターにも直接連絡する。

原子力防災課、原子力安全対策課、いわき市、田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯舘村及び福島第一原発

(イ) (ア)の連絡を受けて、原子力安全対策課は第一第3項に規定する事項及び電話又はファックスで連絡する事項を除き、これを環境放射線センターに連絡する。

(連絡送受信簿の備え付け)

3 甲、乙及び丙は、それぞれ別紙様式の連絡送受信簿を備え付け整理しておくものとする。

(通報連絡担当者会議)

4 原子力安全対策課は、円滑な通報連絡体制を維持するため甲、乙及び丙の通報連絡担当者からなる連絡会議を開催するものとする。

(緊急時の連絡手段の整備)

5 原子力防災課及び原子力安全対策課は、乙に対して原子力防災資機材を配置するなど、緊急時の連絡手段の整備に協力するものとする。

(附 則)

この要綱は、昭和51年4月1日から実施する。

昭和51年6月1日 一部改正

昭和53年4月1日 一部改正

昭和57年3月30日 一部改正

昭和60年12月27日 一部改正

平成元年4月1日 一部改正

平成3年4月1日 一部改正

(附 則)

この要綱は、平成5年1月22日から実施する。

平成6年4月1日 一部改正

(附 則)

この要綱は、平成10年4月22日から実施する。

平成13年4月25日 一部改正

平成14年4月1日 一部改正

平成15年4月1日 一部改正

平成18年1月1日 一部改正

平成20年4月1日 一部改正

平成22年8月1日 一部改正

(附 則)

この要綱は、平成24年7月26日から実施する。

平成27年4月1日 一部改正

平成27年10月1日 一部改正

(附 則)

この要綱は、平成28年9月1日から実施する。

(附 則)

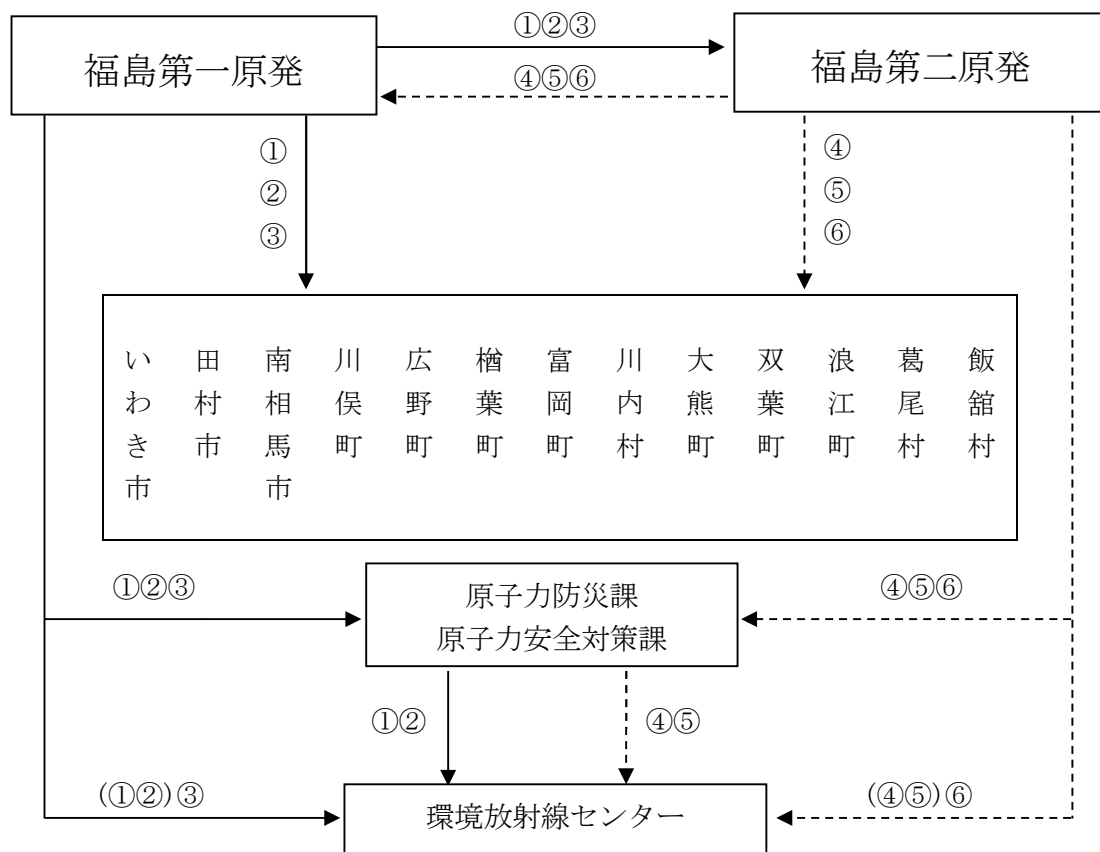
この要綱は、令和元年12月26日から実施する。

令和6年2月1日 一部改正

令和6年3月15日 一部改正

令和7年4月1日 一部改正

別紙 参考図



- 福島第一原発に関する連絡経路
 ①「定期的に」連絡する事項(要綱第一第1項に規定する事項の連絡経路)
 ②「事前に」連絡する事項(要綱第一第2項に規定する事項の連絡経路)
 ③「発生後直ちに」連絡する事項(要綱第一第3項に規定する事項の連絡経路)
- 福島第二原発に関する連絡経路
 ④「定期的に」連絡する事項(要綱第一第1項に規定する事項の連絡経路)
 ⑤「事前に」連絡する事項(要綱第一第2項に規定する事項の連絡経路)
 ⑥「発生後直ちに」連絡する事項(要綱第一第3項に規定する事項の連絡経路)

別紙

様式

原子力発電所に関する連絡送受信簿

送信日時	年 月 日 時 分	送信者	
受信日時	年 月 日 時 分	受信者	
(連絡内容) 件 名			